

環境ガイドライン改訂に伴うFAQの変更及び追加について(NEXI)

1. 既存の変更FAQの変更について

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
1.1	2.基本方針	<p>Q4.「環境ガイドライン」「環境社会配慮」等の表現が使われていますが、「環境」という言葉の定義についてどのように考えているのですか。</p> <p>A4. 自然環境に加え社会環境も確認すべき重要な要素と考えており、日本貿易保険の環境ガイドラインにおいては、環境を「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む」と定義しています。</p> <p>日本貿易保険では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、住民移転や先住民族等社会的弱者等への配慮確認は極めて重要であるとの考えを明確に示すためには、「環境配慮」よりも「環境社会配慮」の方が適切であると考え、このような表現を採用しています。</p>	<p>Q4.「環境ガイドライン」「環境社会配慮」等の表現が使われていますが、「環境」という言葉の定義についてどのように考えているのですか。</p> <p>A4. 自然環境に加え社会環境も確認すべき重要な要素と考えており、日本貿易保険の環境ガイドライン <u>2.基本方針</u>においては、環境を「<u>汚染対策や自然環境のみならず、社会環境を含む</u>」と定義しています。</p> <p>日本貿易保険では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、住民移転や先住民族等社会的弱者等への配慮確認は極めて重要であるとの考えを明確に示すためには、「環境配慮」よりも「環境社会配慮」の方が適切であると考え、このような表現を採用しています。</p>	項番 5
1.2	5.環境レビュー	<p>Q26. 人権について、日本貿易保険の環境ガイドラインではどのように確認することを考えているのですか。</p> <p>A26. 日本貿易保険の環境ガイドラインでは、個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面については、適切に配慮されていることを確認する必要があると考えております。環境ガイドライン別紙 1(3)の「検討する影響の範囲」において、「人権の尊重を含む社会的関心事項」として非自発的住民移転、先住民族、ジェンダー、子どもの権利等をプロジェクトにおいて検討すべき項目として例示しています。</p>	<p>Q26. 人権について、日本貿易保険の環境ガイドラインではどのように確認することを考えているのですか。</p> <p>A26. 日本貿易保険の環境ガイドラインでは、<u>2. 基本方針において、「環境(汚染対策や自然環境のみならず、社会環境を含む。以下同じ。)</u>に及ぼす可能性のある影響が回避または緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。環境社会配慮には人権配慮も含まれる。」と規定しています。個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面については、適切に配慮されていることを確認する必要があると考えております。環境ガイドライン別紙 1(3)の「検討する影響の範囲」において、「人権の尊重を含む社会的関心事項」として非自発的住民移転、先住民族、ジェンダー、子どもの権利等をプロジェクトにおいて検討すべき項目として例示しています。</p>	項番 5
1.3	8. 情報公開	<p>Q48.モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか。</p> <p>A48.環境ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開する」としています。</p> <p>なお、別紙 1(9)に、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施者による対応を促しています。</p>	<p>Q48.モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか。</p> <p>A48.環境ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開する」としています。<u>ただし、プロジェクト実施者によるモニタリング結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開することについて、プロジェクト実施者から了解を得ている場合には、日本貿易保険ウェブサイトで公開する考えです。</u></p> <p>なお、別紙 1(9)に、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施者による対応を促しています。</p>	項番 2

## 2. 新しく追加する FAQ について

No.		NEXI 環境ガイドライン FAQ(追加案)	備考
2.1	8. 情報公開	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 6.(2)に「環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を日本貿易保険ウェブサイト上に掲載し、当該文書を日本貿易保険ウェブサイト上で速やかに公開する」とありますが、プロジェクトの実施国での公開にかかわらず、日本貿易保険ウェブサイト上での公開についてプロジェクト実施者の了解が得られている場合でも公開しないのですか。</p> <p>A. 情報公開に関しては、環境ガイドライン6. に記載の通り「輸出者等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」としており、環境社会影響評価報告書等以外に日本貿易保険が環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書についても、プロジェクト実施者から、これら文書を日本貿易保険ウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、日本貿易保険ウェブサイトで公開する考えです。</p>	項番 4、9
2.2	5.環境レビュー	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙2 カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書において「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」とありますが、当該国で環境アセスメントの手續き制度がない場合や当該プロジェクトが同制度の対象外の場合にはどのような文書で環境レビューを行うのですか。また、その場合の情報公開についてはどうなりますか。</p> <p>A. 当該国環境アセスメントの手續き制度がない、または手續制度はあるものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されないような場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等に基づき環境レビューを行うこととなります。また、その場合の情報公開については、同ガイドライン 6.(2)の情報公開の規定に沿って、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書(プロジェクト実施者から、当該文書を日本貿易保険ウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合はその文書も含む)について、情報公開を行う考えです。</p>	項番 17